

御坊総合運動公園冒険広場大型アスレチック遊具購入に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

御坊総合運動公園は、運動公園（12.4ヘクタール）と市民憩いの広場（4.8ヘクタール）からなる大規模な都市公園で、休日には親子連れをはじめとした多様な人たちで賑わっている。本プロポーザルは、御坊総合運動公園冒険広場内の砂場へ、子どもたちが幅広く楽しく遊べ、本公園の新たなシンボルとなるような大型アスレチック遊具を購入することを目的とする。

2. 概要

（1）件名

御坊総合運動公園冒険広場大型アスレチック遊具購入

（2）発注方式

本プロポーザルは、提案を受けた上で、実施設計及び施工を一括して発注する設計、施工一括発注方式とする。

（3）内容

ア、実施設計

イ、遊具の設置（基礎含む。）

（4）期間

本契約成立日の翌日から令和7年3月31日まで

（5）場所

和歌山県御坊市塩屋町南塩屋1123 御坊総合運動公園

（6）納入スペース

約480㎡

※上記の範囲を目安として他の施設との調和や利用者の利便性を考慮し提案してください。

（7）見積限度額

29,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（8）購入予定遊具等

ア、6～12歳向け大型アスレチック遊具

イ、その他 見積限度額内で遊具等の提案をお願いします。

（9）遊具仕様

ア、遊具の対象年齢は、6～12歳とする。

イ、遊具使用者の安全性に配慮した配置とすること。

ウ、遊具の使用期間が長寿命化するように維持管理がしやすい材質、構造かつ耐久性に優れたものとする。

（10）遵守法令等

技術提案に関し、関係法令とともに、特に以下の法令等を遵守すること。

ア、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」 国土交通省

イ、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2024）」（一社）日本公園施設業協会

（11）選定方法

公募型プロポーザル方式とし、事業者を選定するために企画提案書の提出を受け、その内容を審査し御坊市が事業者を選定する。

3. 参加資格

本プロポーザルに係る企画提案に参加できるものは、次の要件をいずれもみたすものであること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者

又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 6 号に規定する暴力団員に該当していないこと。
- (4) 過去 5 年間に於いて、官公庁等が発注した同種の業務契約実績を有すること。
- (5) 国税（法人税・消費税及び地方消費税）に未納がないこと。
- (6) 本店所在地（御坊市との契約を委任している支店又は営業所がある場合には、その所在地）における市区町村税に未納がないこと。

4. プロポーザル参加申請書、企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア、プロポーザル参加申請書

イ、プロポーザルに係る同種の契約を履行した実績を有することの証する書類
履行実績調査に記載し、契約書の写しを提出すること。

ウ、会社概要のわかるもの

エ、企画提案書（任意様式）

※完成予想図、構造図、配置計画図、工程計画、維持管理に関する事項等を盛り込んでください。

オ、見積書（別紙様式）

カ、その他（御坊市入札参加者登録に登録されていない方は、提出してください。）

(ア) 登記事項証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）

(イ) 誓約書（別紙様式）

(ウ) 印鑑登録証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）

(エ) 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）

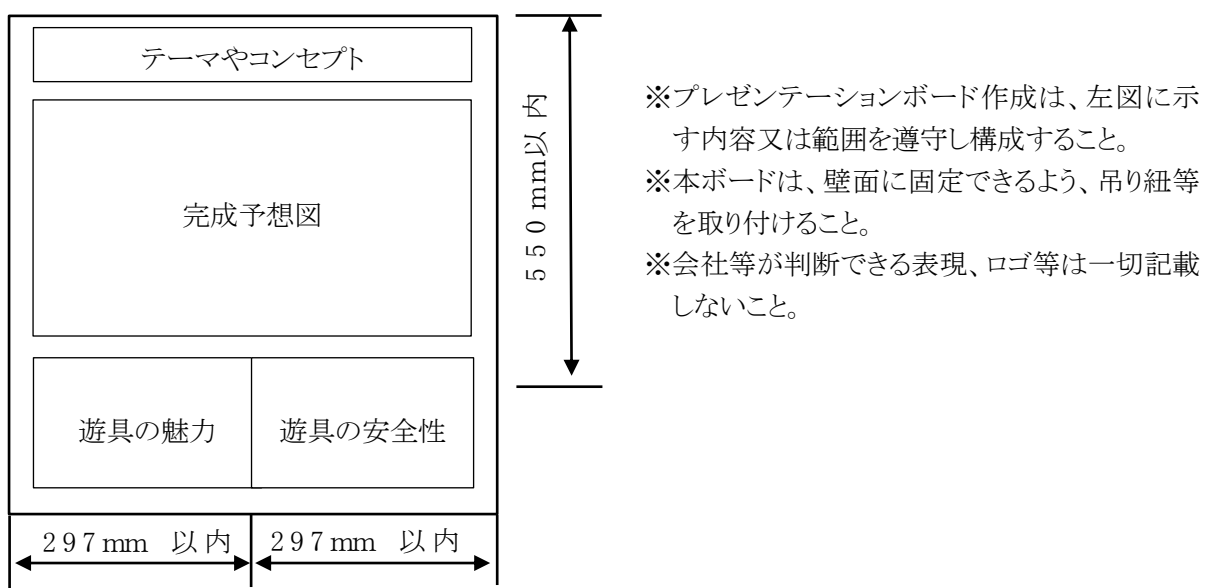
(オ) 市区町村税の納税証明書

※本店所在地（御坊市との契約を委任している支店又は営業所がある場合には、その所在地）における証明年月日が公表日以降のもの。

キ、プレゼンテーションボード（下図参照）

※A1 サイズカラー印刷 1 枚とする。

プレゼンテーションボード（A1 サイズ）作成例



- (2) 提出部数 正本（ア、イ、ウ、エ、オ、カを左側で綴じたもの） 1 部
- 副本（イ、ウ、エ、オを左側で綴じたもの） 1 2 部
- プレゼンテーションボード 1 部

プレゼンテーションボードの電子データ（PDF 形式） 1 式

※電子データは CD-R 等で提出すること

- (3) 提出期限 令和6年7月31日（水）17時まで（必着）
- (4) 受付時間 月曜日から金曜日（祝日を除く。）9時～17時まで
- (5) 提出場所 〒644-8686 御坊市藺350番地2
御坊市役所 産業建設部 商工振興課
TEL 0738-23-5531
FAX 0738-23-5848
Email syoukou@city.gobo.lg.jp
- (6) 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。
- (7) 提出制限 企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和6年7月19日（金）17時まで（必着）
- (2) 質問方法 任意様式によりメールでのみ受付。送信の際の件名は、次のとおりとする。
件名：御坊総合運動公園冒険広場大型アスレチック遊具質疑（会社名〇〇〇）
- (3) メールアドレス syoukou@city.gobo.lg.jp
- (4) 回答方法 質問への回答は、令和6年7月24日（水）までに御坊市ホームページで公表する。

6. 現地視察

現地視察が必要な場合は、参加申込者が自由に行うことができる。ただし、前もって公園管理事務所（0738-24-2596）に連絡を取ること。

7. プロポーザル参加資格確認通知書、審査結果通知書の送付

- (1) 提出された書類により参加資格の確認及び書類選考を行い、結果を送付する。
※提案者が概ね4者以上の場合は、第1次評価として書類選考を実施します。書類選考により合格した者にのみプレゼンテーションを行ってもらいます。書類選考の審査経過に関する質問には一切回答しないことと、審査結果については異議の申し立ては受け付けません。
- (2) 送付予定日 令和6年8月7日（水）

8. 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

- (1) 企画提案評価
提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記「9. 評価項目」に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。
- (2) 開催日時及び場所等
 - ア、実施内容 企画提案説明は30分以内とする。その後、15分間の質疑応答を行う。
 - イ、開催日時 令和6年8月19日（月）13時30分～（予定）
 - ウ、開催場所 御坊市藺350番地2 御坊市役所 4階会議室401
ただし、正式な日時等は、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。
 - エ、実施上の注意
 - (ア) プレゼンテーション会場への入場は、3名までとする。
 - (イ) マイク、プロジェクター及びスクリーンは当市が用意します。その他必要となる機器（パソコン等）については提案者で準備すること。なお、パソコン以外の機器を使用するときは事前に連絡し当市担当者の確認を受けること。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル審査結果通知書（令和6年8月23日発送予定）により通知する。

9. 評価項目

プロポーザルは次の項目に基づき評価する。

(1) 企画提案の内容

- ア、当該事業目的等の整合性
- イ、遊具の魅力度
- ウ、安全に対する配慮
- エ、維持管理
- オ、価格の妥当性

(2) プレゼンテーションの内容

- ア、表現力、説得力
- イ、取組み姿勢及び意欲

10. 日程

公表	令和 6 年 7 月 8 日（月）
質問受付	令和 6 年 7 月 1 9 日（金） 1 7 時まで
質問に対する回答	令和 6 年 7 月 2 4 日（水）
参加申請書・企画提案書等受付	令和 6 年 7 月 3 1 日（水） 1 7 時まで
参加資格確認通知書・審査結果通知書送付	令和 6 年 8 月 7 日（水）（予定）
企画提案評価・プレゼンテーション	令和 6 年 8 月 1 9 日（月）（予定）
結果通知	令和 6 年 8 月 2 3 日（金）（予定）
仮契約締結 ※1	令和 6 年 8 月 3 0 日（金）（予定）

※1：本件は、御坊市議会の議決を要するため、本契約成立は令和6年9月末（予定）となります。

11. 情報公開

(1) 本プロポーザルに係る事業者選定情報の公開については、御坊市情報公開条例（平成12年条例第29号。以下「条例」という。）に基づき、公開することを原則とする。

(2) 公開対象文書及び原則的な公開基準は、次のとおりとする。

凡例) ○：公開 △：部分公開 ×：非公開

対象情報		契約締結前	契約締結後
プロポーザル参加申請に関する書類	参加申請書	×	○
	履行実績調書	×	○
	誓約書	×	○
	納税証明書・完納証明書	×	△
	その他提出書類	×	△
企画提案に関する書類（※1）		×	△
実施要領・仕様書		○	○
評価結果		×	△
企画審査会	委員名簿	×（※2）	○
	各委員の評価内容	×	△（※3）

※1：「企画提案に関する書類」とは、提案事業者が作成したものに限る。

※2：条例第7条第5号（意思形成過程に関する情報）に該当するため非公開とする。

※3：個人が特定されない形での公開とする。

12. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に見積書の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 見積書の金額が、見積限度額を超過したもの

13. 契約に関する事項

- (1) 前払い金制度 適用しない
- (2) 部分払い制度 適用しない
- (3) 契約保証金 契約金額の10%（契約金額が500万円以上の場合）
- (4) 契約書作成 市の定める様式による

14. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- (6) 受託者は、本件の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

15. 本件に関する問い合わせ先

御坊市 産業建設部 商工振興課（御坊市役所3階） 担当：狩谷・矢野
所在地：〒644-8686 御坊市藺350番地2
電話：0738-23-5531／FAX：0738-23-5848
メール：syoukou@city.gobo.lg.jp